

美唄市まちづくり基本条例と その解説



美唄市総務部地域経営室

目 次

美唄市まちづくり基本条例の全体構造	1
美唄市まちづくり基本条例	2
前文	2
第1章 総則	2
第2章 まちづくりの理念と基本原則	3
第3章 市民	4
第4章 コミュニティ	4
第5章 市議会	4
第6章 執行機関	5
第7章 市政運営の原則	5
第8章 参画・協働	7
第9章 連携・交流	8
第10章 その他	8

解説

条例制定の背景	9
「まちづくり」の意味	10
前文	10
第1条 目的・第2条 定義	11
第3条 最高規範性	12
第4条 人権の尊重・第5条 平和の希求	13
第6条 自然との共生・第7条 市民主体のまちづくり	14
第8条 情報の共有・第9条 協働のまちづくり	15
第10条 市民の権利	15
第11条 市民の義務・第12条 コミュニティの役割	16
第13条 市議会の権限・第14条 市議会の責務	17
第15条 市議会議員の責務・第16条 市長の権限	18
第17条 市長の責務・第18条 就任時の宣誓	19
第19条 他の執行機関の責務	20
第20条 職員の責務・第21条 情報公開	21
第22条 個人情報の保護・第23条 説明・応答責任	22

第 24 条	総合計画・第 25 条	財政運営	23
第 26 条	行政評価・第 27 条	行政手続	24
第 28 条	政策法務・第 29 条	公益通報	25
第 30 条	参画・協働		26
第 31 条	参画の形態・第 32 条	審議会等	27
第 33 条	安全・安心の確保・第 34 条	住民投票	28
第 35 条	国及び他の地方自治体との関係		29
第 36 条	さまざまな人たちとの交流		29
第 37 条	条例の見直し・付則		30
美唄市まちづくり基本条例制定までの経過				31
美唄市わたしたちの自治検討委員会委員名簿				32

美唄市まちづくり基本条例の全体構造

前 文

(条例制定の趣旨)

目 的

第1章	< 総則 > ・ 目的 ・ 定義 ・ 最高規範性
-----	-----------------------------------

理念と原則

第2章	< まちづくりの理念 > ・ 人権の尊重 ・ 平和の希求 ・ 自然との共生	< 基本原則 > ・ 市民主体のまちづくり ・ 情報の共有 ・ 協働のまちづくり
-----	--	---

権利と役割

第3章	第4章	第5章	第6章
< 市民 > ・ 市民の権利 ・ 市民の義務	< コミュニティ > ・ コミュニティの 役割	< 市議会 > ・ 市議会の権限 ・ 市議会の責務 ・ 市議会議員の責務	< 執行機関 > ・ 市長の権限 ・ 市長の責務 ・ 就任時の宣誓 ・ 他の執行機関の責務 ・ 職員の責務

市政運営の原則と制度

第7章	< 市政運営の原則 > ・ 情報公開 ・ 個人情報保護 ・ 説明・応答責任 ・ 総合計画 ・ 財政運営 ・ 行政評価 ・ 行政手続 ・ 政策法務 ・ 公益通報
-----	--

参画・協働のしくみ

第8章	< 参画・協働 > ・ 参画・協働 ・ 参画の形態 ・ 審議会等 ・ 安全・安心の確保 ・ 住民投票
-----	---

多様な連携と交流

第9章	< 連携・交流 > ・ 国及び他の地方自治体との関係 ・ さまざまな人たちとの交流
-----	---

条例成熟のしくみ

第10章	< その他 > ・ 条例の見直し
------	---------------------

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）
- 第 2 章 まちづくりの理念と基本原則
 - 第 1 節 まちづくりの理念（第 4 条 - 第 6 条）
 - 第 2 節 基本原則（第 7 条 - 第 9 条）
- 第 3 章 市民（第 10 条・第 11 条）
- 第 4 章 コミュニティ（第 12 条）
- 第 5 章 市議会（第 13 条 - 第 15 条）
- 第 6 章 執行機関（第 16 条 - 第 20 条）
- 第 7 章 市政運営の原則（第 21 条 - 第 29 条）
- 第 8 章 参画・協働（第 30 条 - 第 34 条）
- 第 9 章 連携・交流（第 35 条・第 36 条）
- 第 10 章 その他（第 37 条）

美唄市は、明治から昭和初期にかけて、屯田兵や道外からの開拓移住者により、うっそうたる原始林や泥炭地の開墾と炭鉱開発が進められ、度重なる水害や冷害とのたたかひを経て、今日の緑豊かな田園都市を築くことができました。

農地の開拓や石炭産業の隆盛と衰退などの経験をする中で、多くの市民が互いに助け合いながら、労苦を乗り越え、まちづくりに力を尽くしてきました。

また、平和の大切さをこころに刻むとともに、かけがえのない自然を愛し、守り育ててきました。

わたしたち市民は、このような先人たちが積み重ね、培ってきた歴史や文化、貴重な自然や助け合いの精神を、大切な財産として次の世代へ引き継ぐために、将来にわたりともに力を合わせて、美唄らしいまちづくりを進めていかなければなりません。

このような考え方のもとに、わたしたち市民一人ひとりがそれぞれの役割を主体的に果たす平和でこころ豊かな地域社会と、時代に即した新たな自治の実現を目指して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、美唄市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を明らかにし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人、その他活動する団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

- (3) 市 市民、市議会及び執行機関によって構成される自治体としての美唄市をいいます。
- (4) 参画 市民がまちづくりに参加するだけにとどまらず、政策立案等の意思決定過程、実施過程、評価過程などに主体的に関わり、行動することをいいます。
- (5) 協働 市民、市議会及び執行機関が、まちづくりのために自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。
- (6) コミュニティ 地域社会を多様に支え、こころ豊かな生活の実現を目指して、地域を基盤として、あるいは共通の目的を持って、自主的に結ばれた組織をいいます。

(最高規範性)

第3条 この条例は、まちづくりの基本的な事項について市が定める最高規範であり、まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例の内容を尊重します。

2 執行機関は、他の条例、規則等の制定改廃や計画等の策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

3 執行機関は、この条例の定める趣旨に則して、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例、規則等の体系化を図ります。

第2章 まちづくりの理念と基本原則

第1節 まちづくりの理念

(人権の尊重)

第4条 わたしたち市民は、性別年齢にかかわらず、市民一人ひとりの人権を尊重します。

2 市民、市議会及び執行機関は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます。

3 市民、市議会及び執行機関は、子どもが安全で健やかに育ち、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるよう努めます。

(平和の希求)

第5条 わたしたち市民は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の願いである世界の恒久平和を理念に掲げ、まちづくりを進めます。

(自然との共生)

第6条 わたしたち市民は、循環型社会の実現に努め、自然環境と共生するまちづくりを進めます。

第2節 基本原則

(市民主体のまちづくり)

第7条 市民がまちづくりの主体であり、一人ひとりが自ら考え、まちづくりに参加し、住みよいまち、豊かな地域社会をつくることを基本とします。

(情報の共有)

第8条 市民、市議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を、お互いに共有することを基本とします。

(協働のまちづくり)

第9条 まちづくりは、協働により行うことを基本とします。

第3章 市民

(市民の権利)

第10条 わたしたち市民は、まちづくりに参加する権利があります。

- 2 わたしたち市民は、まちづくりに関し、意見をいい、提案をする権利があります。
- 3 わたしたち市民は、市政に関する情報を知る権利があります。

(市民の義務)

第11条 わたしたち市民は、お互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。

- 2 わたしたち市民は、まちづくりに当たっては、公共の利益を念頭において、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 わたしたち市民は、行政サービスを享受するとともに、応分の負担をします。

第4章 コミュニティ

(コミュニティの役割)

第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

- 2 市民、市議会及び執行機関は、コミュニティを支えるとともに、その活動を尊重します。

第5章 市議会

(市議会の権限)

第13条 市議会は、議決機関として、市の政策の意思決定を行うとともに、市政運営を監視し、牽(けん)制する権限があります。

- 2 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等を行うとともに、執行機関に対する検査、監査請求等の権限があります。

(市議会の責務)

第14条 市議会は、市政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検、改善とその実施を求め、活動しなければなりません。

- 2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければなりません。
- 3 市議会は、市議会が有する情報を公開するとともに、すべての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければなりません。
- 4 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程とその妥当性を市民に明らかにしなければなりません。
- 5 市議会は、市民への議会活動に関する情報提供の充実と分かりやすい説明に努めなければなりません。
- 6 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、

調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けるよう努めなければなりません。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、自治の基本理念に則り、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市議会議員は、常に自己の研鑽(さん)に努めるとともに、政策提言、立法活動に努めなければなりません。

第6章 執行機関

(市長の権限)

第16条 市長は、市を統括し、これを代表し、市の事務を管理し、これを執行する権限があります。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう機能的かつ柔軟な組織編成を整備する権限があります。

(市長の責務)

第17条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう人材の育成を図るとともに、効率的な市政の運営に努めなければなりません。

(就任時の宣誓)

第18条 市長は、就任に当たって、この条例の理念や基本原則を遵守し、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

(他の執行機関の責務)

第19条 市長を除く執行機関は、その権限と責任において、公平・公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 市長を除く執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員の育成に努めなければなりません。

(職員の責務)

第20条 執行機関の職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の目線に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 執行機関の職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分発揮するとともに、法令等を遵守し、まちづくりに積極的に取り組まなければなりません。

3 執行機関の職員は、職務に必要な能力の向上に努めなくてはなりません。

第7章 市政運営の原則

(情報公開)

第21条 執行機関は、市民の知る権利を保障するため、執行機関が保有する市政情報を市民に公開することを原則とし、これを市民に分かりやすく提供します。

2 市民は、まちづくりに参加するために必要な執行機関の保有する情報について、その

情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

3 執行機関は、市民の参加及び協働に当たって、情報が共有されるよう執行機関の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理します。

4 市政に関する情報の公開については、別に条例を定めるものとします。

(個人情報保護)

第22条 執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な権利を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。

2 個人情報の保護については、別に条例を定めるものとします。

(説明・応答責任)

第23条 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その結果、内容、効果等を市民に分かりやすく説明します。

2 執行機関は、市民から寄せられた質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に応答する責任があります。

3 執行機関は、市民の権利の保護を図り、行政執行により市民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるよう努めます。

(総合計画)

第24条 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想とこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」といいます。)は、この条例の目的及び趣旨に則して策定します。

2 執行機関は、総合計画について、評価に基づいた進行管理を行い、結果を公表するものとします。

(財政運営)

第25条 市長は、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、総合計画と整合性を持ち、中長期的な財政見通しのもとに、予算の編成及び執行に当たるものとします。

3 市長は、予算の編成に当たり、予算に関する説明書の内容の充実を図るだけでなく、市民が予算に関する理解を深めることができるよう十分な情報の提供に努めます。

4 市長は、決算にかかわる市の主要な施策の効果を説明する資料、その他決算に関する書類を作成するときには、市民や市議会がその施策の評価をするのに役立つものとなるよう努めます。

5 市長は、市の財政状況について市民に分かりやすく情報提供しなければなりません。

(行政評価)

第26条 執行機関は、総合計画等の重要な計画、政策、施策、事務事業について評価を実施します。

2 評価に当たっては、外部評価も含めた最も妥当な方法を採用します。

3 執行機関は、評価の結果を分かりやすく市民に公表し、予算、政策、施策及び事務事業に反映するよう努めます。

(行政手続)

第27条 執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、行政処分等に関する手続を定め、

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項の手續について必要な事項は、別に条例で定めます。

(政策法務)

第28条 執行機関は、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図るため、条例や規則を制定する権利を十分に活用するとともに、自主的な法令の解釈と運用を行います。

(公益通報)

第29条 執行機関は、公益通報(市政の適正な運営を確保するために、違法な行為について執行機関の職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。

第8章 参画・協働

(参画・協働)

第30条 市民は、条例の改廃、総合計画とこれに基づく各種計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。ただし、条例の改廃について、次のいずれかに該当する場合は除きます。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

2 執行機関は、市民の権利を保障するために、市民参加の機会を設け、まちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。

3 執行機関は、市民が参加できないことにより、不利益を受けることのないよう配慮します。

4 市民、市議会及び執行機関は、協働のしくみづくりに努めます。

(参画の形態)

第31条 前条第2項に規定する参加及び参画の機会は、次の方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

(1) 審議会その他の付属機関(以下「審議会等」といいます。)への委員としての参画

(2) 意見交換会等への参加

(3) 市民意見公募(意思決定過程で素案を公開し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度)への意見表明

(4) アンケート調査等への意見表明

2 前項に定めるもののほか、執行機関は参加及び参画する機会が保障されるよう多様な制度を整備しなければなりません。

3 執行機関は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けなければなりません。

(審議会等)

第32条 執行機関は、審議会等の委員を選任する場合、その全部または一部を公募により選任します。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合や正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 審議会等の構成員は、男女の比率、他の審議会等との重複を考慮し、幅広い人材を登用しなければなりません。

3 審議会等の会議は、原則公開とします。ただし、法令等の規定により非公開のもの、その会議が団体や個人の権利や利益に関するもので、公開することが適当でないと思われるものについては、公開を制限することができます。

(安全・安心の確保)

第33条 わたしたち市民は、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体、安全なくらしを守るため、適切な防衛策をとるよう努めます。

2 コミュニティは、執行機関と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めます。

3 執行機関は、市民の生命、身体、安全なくらしを守るため、緊急時に、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民やコミュニティの自主的な活動を支援し、関係機関、市民との連携、協力を努めます。

(住民投票)

第34条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意見を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる人の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。この場合、投票資格者については、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮します。

3 市長は、住民投票を行う場合、住民投票結果の取扱いをあらかじめ公表します。

第9章 連携・交流

(国及び他の地方自治体との関係)

第35条 市長は、共通する公共的課題の解決を図るために、他の自治体と相互に連携・協力を進め、効率的な市政運営と市民サービスの向上に努めます。

2 市長は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にしながら、課題を解決するよう努めます。

(さまざまな人たちとの交流)

第36条 市民、市議会及び執行機関は、さまざまな活動や交流を通じて、他の市町村や海外の人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすよう努めます。

第10章 その他

(条例の見直し)

第37条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が市及び社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すなど必要な措置を講じます。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過しない範囲内において規則で定める日から施行します。

美唄市まちづくり基本条例

条例制定の背景

近年、地方自治を取り巻く状況は大きく変化しており、その中で、まちづくりの理念や方法が改めて問われ、「住民参加型」による自主的・主体的まちづくりが広がっています。

また、地方分権改革が進むことにより、自己決定・自己責任によるまちづくりが求められ、情報公開、行政評価など、基本的な制度を見直すなど、自治体も自己改革をしなければならない状況にあります。

加えて、平成7年の阪神・淡路大震災で見られたような災害時のボランティアなどの自主的な活動が、広い分野で行政を補完しながら、NPOや市民活動として活発化、協働化し、市民生活を豊かにする存在として大きな意味を持ってきています。

このような流れは、地方自治の基本的なあり方や、自治体の政策全般に関わるとともに、行政運営の枠組みや基本方針に関わり、さらには将来の自治体の姿とも密接に関連することに市民も行政も、ともに気付いてきたことにより、自治の根本を定める「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」と呼ばれる条例が全国の市町村で制定されていると考えられます。

少子高齢化、高度情報化など、急激に社会経済情勢が変化している中であって、まちづくりの理念と基本原則を変えることなく、一貫したまちづくりの姿勢を保っていくことが個性と活力あるまちづくりをする上で欠かせません。

「自立と協働のまちづくり」を進める本市としても、まちづくりの基本的なルールを定めるとともに、まちづくりに関わる様々な人たちの参画を進めることにより、協働のしくみを確立し、自立した自治体にふさわしい自治を実現することが急務となっています。

また、市町村合併議論を経て自立を選択したことにより、その基盤を一層強固にする必要があり、総合計画を基本とした財政運営、行政評価、情報公開、政策法務、参画・協働、連携・交流などを体系的に進めていかなければならない状況にあります。

以上のようなことから、本市では、市民参加による様々な協議を経て、この条例を制定することとしました。

「まちづくり」の意味

「まちづくり」ということばは、行政が行う道路や下水道の整備などのハード面に限らず、教育や福祉サービスなどのソフト面、議会の活動、さらにはボランティアや町内会の活動など、住民生活全般にわたる活動を含めて使われることがあります。

また、「自治」ということばと同じような意味で使われる場合もあります。

「自治」も「まちづくり」も時代や社会状況によって、その意味するところが変わってくるものですが、この条例では、「まちづくり」ということばを広くとらえ、行政や議会の活動（団体自治）や、市民の意志を行政に反映させるための活動（住民自治）に加え、市民や企業、コミュニティなどの公益的な活動も含めた意味で使っています。

前文

美唄市は、明治から昭和初期にかけて、屯田兵や道外からの開拓移住者により、うっそうたる原始林や泥炭地の開墾と炭鉱開発が進められ、度重なる水害や冷害とのたたかひを経て、今日の緑豊かな田園都市を築くことができました。

農地の開拓や石炭産業の隆盛と衰退などの経験をする中で、多くの市民が互いに助け合いながら、労苦を乗り越え、まちづくりに力を尽くしてきました。

また、平和の大切さをこころに刻むとともに、かけがえのない自然を愛し、守り育ててきました。

わたしたち市民は、このような先人たちが積み重ね、培ってきた歴史や文化、貴重な自然や助け合いの精神を、大切な財産として次の世代へ引き継ぐために、将来にわたりともに力を合わせて、美唄らしいまちづくりを進めていかなければなりません。

このような考え方のもとに、わたしたち市民一人ひとりがそれぞれの役割を主体的に果たす平和でこころ豊かな地域社会と、時代に即した新たな自治の実現を目指して、この条例を制定します。

前文は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意などを明らかにするために、置くものとされており、この条例でも、制定の趣旨を明らかにするため前文を置くこととしました。

美唄のまちは、明治23年に沼貝村として開村する以前は、原始の姿そのままに、森林と泥炭で覆われた地であったといわれています。そこを屯田兵として入植した人々や炭鉱開発で移住してきた人々などにより、切り開き、農地をつくり、徐々に人が住むことのできる場所にしてきたことは、今では想像もつかないほどの苦労があったと思います。まして、冬ともなれば、厳しい寒さと深い雪の中で、お互いに助け合わなければ、くらしに行けなかったらと思います。

また、農業では手間替えというしくみの中で労働力を補い合い、炭鉱に携わる人々は友子制度という相互扶助のしくみの中で支え合いながら、仕事とくらしを成り立たせてきました。水害や冷害、あるいは炭鉱の閉山などつらい体験を乗り越え、市民が手を携え合っ

を紡いできたまちでもあったのだと思います。

将来のまちづくりを考えたとき、この精神を決して忘れることなく、暖かいヒューマニズム（人間性）に基づいたまちづくり・地域づくりが必要であり、かつ、分権時代に即した美唄にふさわしい自治のしくみを築いていくことが大切であり、この考え方とそのルールを明らかにすることに、この条例を制定することの意義があります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美唄市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を明らかにし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

第1条では、この条例が果たそうとしている役割や達成しようとしている目的を定めており、前文と合わせて、条例の個々の条文の指針となるものです。

この条例では、美唄市のまちづくりの基本的なルールとして情報共有、市民参加、協働の推進などを定め、市民、市議会、市の執行機関それぞれの役割をまとめています。このような役割のもと、まちづくりの主役は市民であり、生き生きと活気にあふれ、平和で安全なまちを目指すための美唄らしい自治の姿を実現することを目的としています。

（定義）

第2条 この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人、その他活動する団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 市民、市議会及び執行機関によって構成される自治体としての美唄市をいいます。
- (4) 参画 市民がまちづくりに参加するだけにとどまらず、政策立案等の意思決定過程、実施過程、評価過程などに主体的に関わり、行動することをいいます。
- (5) 協働 市民、市議会及び執行機関が、まちづくりのために自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。
- (6) コミュニティ 地域社会を多様に支え、こころ豊かな生活の実現を目指して、地域を基盤として、あるいは共通の目的を持って、自主的に結ばれた組織をいいます。

第2条では、この条例で用いる「市民」「執行機関」「参画」「協働」「コミュニティ」ということばの統一的な定義をしています。

「市民」は、まちづくりに携わるすべての人々を含むべきであろうという考え方から、居住者（外国籍の市民も含まれます。）だけでなく、在勤・在学者、事業を営む法人、NPOなどの市内で活動する団体を含めています。

「執行機関」は、市長を含め、独自の執行権を持ち、担当する事務に関する意思決定を自ら行う機関とし、市長のほかに6つの機関をあげました。

「市」は、漠然と市役所を指して使われることも少なくありませんが、この条例では市の構成要素を『住民＋市議会＋執行機関』とし、住民も自治体の構成要素の一つであることをはっきりと示すとともに、自治をこの三者が協力して担っている意味合いを表現しています。

「参画」は、「参加」と使い分けが難しいため、定義を設けることにしました。

「参加」が単に市民としてまちづくりの場に存在することに対して、「参画」はより積極的、主体的にまちづくりの意思決定過程、実施過程、評価過程などの各段階に関わり、かつ、行動することと定義づけしました。

「協働」は、まちづくりを執行機関（行政）だけが担当するのではなく、市民、市議会、執行機関がともに対等な立場で相互を補い合い、協力し合うことで、美唄にふさわしい自治のかたちをつくるために、必要なしくみであることから、その意味を明確にしました。

（最高規範性）

第3条 この条例は、まちづくりの基本的な事項について市が定める最高規範であり、まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例の内容を尊重します。

2 執行機関は、他の条例、規則等の制定改廃や計画等の策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

3 執行機関は、この条例の定める趣旨に則して、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例、規則等の体系化を図ります。

第3条では、この条例をいわば「美唄市の憲法」として位置づけるもので、市政全般にわたる最高規範性を明確にしています。

第1項では、市民、市議会及び執行機関すべてが「まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例の内容を尊重」することとしています。

第2項では、前項の規定に基づき執行機関が他の条例、規則等の制定や改正・廃止、計画等の策定の際には、この条例の趣旨を尊重して行うこととしています。

第3項では、第1項の規定に基づき執行機関がこの条例に則り、基本的な制度の整備に努めることと、この条例の「総合条例」としての性格を踏まえ、条例や規則などの整合性ある法体系を構築することを明確にしました。

第2章 まちづくりの理念と基本原則

第1節 まちづくりの理念

(人権の尊重)

第4条 わたしたち市民は、性別年齢にかかわらず、市民一人ひとりの人権を尊重します。

- 2 市民、市議会及び執行機関は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます。
- 3 市民、市議会及び執行機関は、子どもが安全で健やかに育ち、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるよう努めます。

市民は、みな平等であり、お互いの人権を尊重することが必要です。それぞれの置かれた立場や境遇は様々ですが、その様々な人が集まって美唄市がつくられていることから、その構成員である市民は、誰もがその個性と能力を十分に発揮できるよう、人権が尊重されなければなりません。

第2項では、男女がともにその人権を尊重され、対等の立場であらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことが大切であり、男女共同参画社会の実現はまちづくりの重要なテーマであることを明確にしました。

第3項では、昨今の子どもたちを取り巻く多くの事件、事故を鑑み、子どもたちが安全で健康に育つことは基本的な人権であること、また、未来を担う子どもたちもテーマや方法によってはまちづくりに参加が可能であり、その意見も政策決定における重要な要素となることから、それぞれの年齢に応じてまちづくりへ参加する権利があることを明記しています。このことは、平成2年に行った「美唄市青少年健全育成都市宣言」の趣旨に通じるものです。

【参考】<美唄市青少年健全育成都市宣言>

美唄の大地を愛し、大空にはばたく青少年が健やかに、たくましく育つことを願い、「青少年健全育成都市」を宣言します。

- 1 いつも笑顔で明るい青少年
- 1 心やさしく助け合う青少年
- 1 進んで考え行動する青少年
- 1 責任を持ってがんばる青少年
- 1 世界の平和を願う青少年

平成2年3月28日

(平和の希求)

第5条 わたしたち市民は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の願いである世界の恒久平和を理念に掲げ、まちづくりを進めます。

美唄市は、昭和60年に核兵器廃絶平和都市宣言をしており、平和で安全なまちを目指してきました。平和と安全は、市民誰もが望んでいることであり、まちづくりもこの平和で安全の上に成り立っています。

憲法の精神(前文における「恒久の平和」や「平和のうちに生存する権利」など)と世界平和を願うところを大切にしながら今後もまちづくりを進めることを、美唄市民として宣言する部分です。

【参考】<核兵器廃絶平和都市宣言>
我が国は、世界で唯一の核被爆国としてこの地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないと訴えているところであります。
しかしながら、核兵器の増強は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしています。
美唄市は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の念願である恒久平和に向けて、将来にわたり非核三原則が遵守されることを願い、またあらゆる核兵器の廃絶平和都市となることを宣言します。

昭和 60 年 9 月 27 日

【参考】<日本国憲法前文>
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つとする各国の責務であると信ずる。
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(自然との共生)

第 6 条 わたしたち市民は、循環型社会の実現に努め、自然環境と共生するまちづくりを進めます。

美唄市は、ラムサール条約登録湿地「宮島沼」に代表されるように、豊かな自然に囲まれたまちです。この豊かな自然を次世代に引き継ぎ、残していくよう努力しなければなりません。そのためには、限りある資源を大切に、自然にやさしい社会（循環型社会）の実現に向けて取り組む必要があります。

また、市民憲章における「自然を愛し、清潔で美しいまちをきずきましょう」という項目に呼応する規定でもあります。

第 2 節 基本原則

(市民主体のまちづくり)

第 7 条 市民がまちづくりの主体であり、一人ひとりが自ら考え、まちづくりに参加し、住みよいまち、豊かな地域社会をつくることを基本とします。

地方自治の基本精神は、自分たちの地域を自分たちで治めることです。したがって、地域における課題は、本来市民が、主体的に考え、市民同士がお互いに協力し補完し合いながら、自ら解決するものです。

しかし、市民だけでは解決できないこともあるため、市議会や市の執行機関と協働した

り、市議会や市の執行機関に委ねたりするものであり、自治の原点は、このように市民が主体的にまちづくりに関わることにあります。

(情報の共有)

第8条 市民、市議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を、お互いに共有することを基本とします。

まちづくりを進める上で、お互いの情報を共有することは必要不可欠なものであり、これにより市民一人ひとりがまちの課題を意識するきっかけとなります。

したがって、市議会や執行機関から市民に対する情報提供も重要ですが、市民同士あるいは、市民から市議会や執行機関に対する情報提供も必要となります。

(協働のまちづくり)

第9条 まちづくりは、協働により行うことを基本とします。

まちづくりの基本は、市民、市議会、執行機関が自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力する「協働」にあり、ここで、その考えを明記しました。

市民は、まちづくりの主役であるという自覚を持って、身近な地域の課題から広く市政全般に関わる大きな問題まで、積極的に関わり、活動に参加することが住民自治の基本となります。特に、身近な地域に関する課題解決については、町内会だけではなく、ボランティアや各種の目的を持つ市民活動組織等が中心的な役割を担って協働を進めていくことが期待されます。

執行機関(行政)は、こうした市民の自主的、主体的な取り組みを尊重して市民の提案に基づく地域の課題解決に向けた活動に対して、協働のしくみを構築することになります。

第3章 市民

(市民の権利)

第10条 わたしたち市民は、まちづくりに参加する権利があります。

2 わたしたち市民は、まちづくりに関し、意見をいい、提案をする権利があります。

3 わたしたち市民は、市政に関する情報を知る権利があります。

市民は誰でもまちづくりに参加することができ、意見や提案をすることができます。また、まちづくりに参加して意見や提案をすることは市民の権利であることから、誰からも強制されることはありません。

第3項は、第8条の「情報の共有」の基本原則に基づいて、市民の側から市政情報へのアプローチに関する情報公開請求権について記載しています。「知る権利」は、憲法第21条の表現の自由から派生するといわれている権利ですが、情報社会の発達やプライバシーの尊重などの時代背景からその重要性が広く認知されているところです。

(市民の義務)

第11条 わたしたち市民は、お互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。

2 わたしたち市民は、まちづくりに当たっては、公共の利益を念頭において、自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 わたしたち市民は、行政サービスを受るとともに、応分の負担をします。

市民の権利に対して、義務についても明記しました。ここでいう義務とは他者から強制を受けるものとしてではなく、まちづくりに対する市民の心構えとして定めています。

第1項は、人権の尊重に基づくもので、それぞれの立場から生じるまちづくりに関する意見についても、お互い尊重し、協力して進めるべきことを示しています。

第2項では、まちづくりを行うに当たっては、公共の利益を踏まえて行うとしています。個人的な利害関係でまちづくりを行うことなく、意見を述べたり行動する際も「公共の利益」、すなわち、特定の人又は団体の利益に偏らない市民全体の利益を考え行うべきであり、また、その責任を持つべきことを示しています。

第3項では、まちづくりの主体である市民が、行政サービスを受ける権利に付随して、各自の状況に応じた負担を負うこととしています。ここでいう負担は、地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令や条例に基づくものに限らず、地域での防災活動への参加やごみの分別収集の協力などの役務の提供など、まちづくり全般に関わる広い意味を含めています。

第4章 コミュニティ

(コミュニティの役割)

第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民、市議会及び執行機関は、コミュニティを支えるとともに、その活動を尊重します。

まちづくりを担っていく上で個人の力だけではどうしても限界があります。そこで地域や同じ志を持った人々が集まり、助け合いの精神に基づき自主的に活動することが大切であり、このお互いを助け合うあう関係を「コミュニティ」としました(第2条(5)参照)。

コミュニティには町内会等の地域型コミュニティ(「地縁組織」ともいいます。)とNPO法人やボランティアグループなどの目的型コミュニティ(「志縁組織」ともいいます。)があり、これらが連携することで、より多様で効果的なまちづくりが可能となるだけでなく、市民がまちづくりに参加することができる機会が増えるものと考えます。

また、第2項では、その役割を尊重し、お互いのコミュニティが連携できるようコーディネートするなど、市民、市議会、執行機関が支えていくべきことを規定しています。

第5章 市議会

(市議会の権限)

第13条 市議会は、議決機関として、市の政策の意思決定を行うとともに、市政運営を監視し、牽(けん)制する権限があります。

2 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等を行うとともに、執行機関に対する検査、監査請求等の権限があります。

市議会の権限については、地方自治法ですでに規定されていますが、第1項では、議決機関として、市の意思を決定する権限と、市民の意思が市政に反映されているのかどうか、適正に市政運営が行われているかどうかを絶えず監視し、チェックし、牽(けん)制する権限があることを規定しています。

第2項では、地方自治法で定める条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定などの具体的権限を確認的に列挙しています。

これらは、地方自治法ですでに規定されていますが、市議会の権限の重要性について改めて明らかにしようという趣旨から、この条文を設けています。

なお、市議会の権限について、地方自治法に次のような規定があります。

議決権(第96条)

選挙権(第97条、103条、182条)

検閲・検査及び監査請求権(第98条)

意見書提出権(第99条)

調査権(第100条)

長の不信任議決権(第178条)など

(市議会の責務)

第14条 市議会は、市政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検、改善とその実施を求め、活動しなければなりません。

2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければなりません。

3 市議会は、市議会が有する情報を公開するとともに、すべての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければなりません。

4 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程とその妥当性を市民に明らかにしなければなりません。

5 市議会は、市民への議会活動に関する情報提供の充実と分かりやすい説明に努めなければなりません。

6 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けるよう努めなければなりません。

市議会の責務として、まず、第1項で、議会活動を通じて、審議・議決機関であることの責任を認識すること、長期的展望を持って意思決定に臨むこと、市政に関する点検、改善、実施を求めることを規定しています。

第2項では、行政活動に関して、常に民主的かつ効率的に行われているかを調査・監視することと、政策水準の向上と独自施策の展開のため、市議会自らの立法機能の強化に努めることを定めています。

第3項では、「会議公開の原則」と「情報公開の原則」について、明確にするとともに、これらの原則に基づき、市民との情報共有を図ることを規定しています。

第4項では、第3項の規定を踏まえて、議会の自由討議を推進するため、会議は討論を基本とすることと、議決に当たっては、各委員会の委員長報告などにより、その過程と、その妥当性を市民に明らかにすべきことを規定しています。

第5項では、議会活動中の情報や活動結果に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任があること、そのための情報提供の充実に努める必要があることを規定しています。

第6項では、市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けることが必要であることを規定しています。その方法は、様々な形態があると考えられますので、ここでは、そこまで規定するものではありません。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、自治の基本理念に則り、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市議会議員は、常に自己の研鑽(さん)に努めるとともに、政策提言、立法活動に努めなければなりません。

市議会議員は、市民の直接選挙による信託を受けた者として、自治の実現を図るため、その基本理念にのっとり、「市議会の責務」で規定する事項を実現するよう、公平・公正かつ誠実に職務を遂行する責務があることを規定しています。

また、第2項では、前項の責務を果たすため、常に自己の研鑽(さん)に努めるとともに、政策提言や条例提案などの立法活動に努めることを規定しています。

第6章 執行機関

(市長の権限)

第16条 市長は、市を統括し、これを代表し、市の事務を管理し、これを執行する権限があります。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう機能的かつ柔軟な組織編成を整備する権限があります。

市長の権限については、地方自治法ですでに規定されていますが、条例に明示することで市長のまちづくりに果たす役割を改めて明確にすることとしました。

なお、市長の権限について、地方自治法に次のような規定があります。

統括・代表権（147条）

事務の管理及び執行権（148条・149条）

総合調整権（138条の3第3項・180条の4・221条1項・238条の2）

規則制定権（15条1項）

事務組織権（155条・156条・158条）

（市長の責務）

第17条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう人材の育成を図るとともに、効率的な市政の運営に努めなければなりません。

市長は、美唄市の代表者として、この条例に基づき、市民がまちづくりの主役であることを認識し、総合的な視点に立って市政運営を行う必要があります。

また、市長は行政組織を指揮監督するにあたって、人材の育成とともに、常に効率的な運営に努める必要があります。

（就任時の宣誓）

第18条 市長は、就任に当たって、この条例の理念や基本原則を遵守し、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

この条例をまちづくりの基本的なルールとして、将来にわたって機能させていくため、市長がこの条例の理念や基本原則を遵守し、市政の舵取りをしなければならないことを就任時の宣誓というかたちで義務づけています。

このことにより、市民の信託を受けた地位の重さを認識するとともに、市民にとっても、市長がこの条例を基本として自らの仕事を行うことを再認識することにもなります。

第2項では、特別職である副市長及び教育長についても、前項と同様な趣旨から、就任時に宣誓することを規定しています。

なお、一般職の職員は、地方公務員法第31条に「サービスの宣誓」の規定があり、これに基づき美唄市でも条例が定められています。

【参考】<地方公務員法>

（サービスの宣誓）

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

【参考】<美唄市職員のサービスの宣誓に関する条例>

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基き職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務宣言)

第2条 新たに職員となつた者は職務を行うにあつて別記様式による宣誓書に署名押印して任命権者若しくは教育委員会に提出しなければならない。

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の宣誓に関し必要な事項は任命権者が定めることができる。

付 則 (略)

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏 名 ㊟

備考 教育職員にあつては様式中「公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し全体の奉仕者として」とあるのは「教育を通じ全体に奉仕すべき責任を深く自覚し教育に従事する公務員として」と書き替えるものとする。

(他の執行機関の責務)

第19条 市長を除く執行機関は、その権限と責任において、公平・公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 市長を除く執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員の育成に努めなければなりません。

執行機関の権限と責任は、地方自治法第138条の2に規定されており、この規定に基づき、公平、公正、誠実に職務を行うことを義務づけています。

また、まちづくりに必要な能力（市政の専門スタッフ、市民との協働のコーディネーターなど）を向上させる上からも、職員を育成する必要があります。

【参考】<地方自治法>

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

(職員の責務)

第 20 条 執行機関の職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の目線に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 執行機関の職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分発揮するとともに、法令等を遵守し、まちづくりに積極的に取り組まなければなりません。

3 執行機関の職員は、職務に必要な能力の向上に努めなくてはなりません。

職員は市長をはじめとする執行機関の名により仕事を行いますが、実務者として協働の相手方となる機会が多いため、まちづくりを行う上で大きな責務を負うこととなります。

このため、第 1 項では、職員は、この条例に基づくまちづくりにおける責務を自覚し、まちづくりの主体である市民の視点に立って、職務を遂行する責務があることを明確にしています。

第 2 項では、行政の手法や内部のしくみに精通し、行政の専門家として、その知識や経験を生かし、市民サービスの改善・向上に積極的に努めるべきことを規定しています。

また、第 3 項では、まちづくりを進める上で必要な、知識、技術、政策立案能力、コミュニケーション能力の向上を図る必要があることから、これらを責務に加えています。

第 7 章 市政運営の原則

(情報公開)

第 21 条 執行機関は、市民の知る権利を保障するため、執行機関が保有する市政情報を市民に公開することを原則とし、これを市民に分かりやすく提供します。

2 市民は、まちづくりに参加するために必要な執行機関の保有する情報について、その情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

3 執行機関は、市民の参加及び協働に当たって、情報が共有されるよう執行機関の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理します。

4 市政に関する情報の公開については、別に条例を定めるものとします。

第 8 条に定める基本原則である「情報の共有」に基づき、情報公開の規定を具体的にまとめられています。

第 1 項では、執行機関の保有する情報は、市民との共有の財産であり、市民の知る権利を保障し、情報共有を進めるため、これらの情報を分かりやすく市民に提供し、市民が有効に活用できるようにすることを規定しています。

第 2 項では、執行機関はこれらの情報を適切に管理し、市民が容易に入手できるように提供することが必要であることから、第 10 条第 3 項の規定を受け、市民の権利を再度規定しています。

第 3 項では、執行機関の保有する情報の有効活用・管理について規定しており、このことは、平成 11 年 7 月 1 日に施行された情報公開条例に規定されていますので、第 4 項では、この条例を指して「別に条例を定める」としています。執行機関は、市民の知る権利と情報共有の観点から現行の条例を適切に運用するとともに、急速な技術革新に伴う高度情報化社会の進展に対応した見直しを適時行うことが必要です。

(個人情報保護)

第22条 執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な権利を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。

2 個人情報の保護については、別に条例を定めるものとします。

市が保有する情報には、大量の個人情報が含まれており、コンピュータやネットワークの利用によって、日々処理されています。高度情報化に伴って、こうした取扱はさらに拡大していくと考えられます。

そこで、執行機関には、原則として市政に関する情報を積極的に提供・公表する義務がある一方で、プライバシーなど秘密事項として守らなければならない個人情報については、適正な取扱を確保するよう十分な対策をとることが必要となります。

個人情報の保護については、平成11年7月1日に施行された個人情報保護条例があり、第2項でいう「別に定める」とはこの条例を指しています。

(説明・応答責任)

第23条 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その結果、内容、効果等を市民に分かりやすく説明します。

2 執行機関は、市民から寄せられた質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に応答する責任があります。

3 執行機関は、市民の権利の保護を図り、行政執行により市民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるよう努めます。

執行機関にとって説明責任は、市民との協働や情報の共有化を図る上で、もっとも基本的なものです。これは、施策の実施、あるいは市民の質問や意見などについて市はどう考えているのかを市民に明示することがコミュニケーションの第一歩となるからです。

第1項では、情報の共有化や市民参加を進める上でも、執行機関が行う施策に関しては市民が十分理解できるような説明が必要となることから、立案から実施、評価といういずれの段階においても、分かりやすい説明をする責任を執行機関に課すものです。

第2項では、市政に関する市民の質問や意見などに対して、執行機関は速やかに、誠意を持って応答する責任がある旨を規定しています。

第3項では、執行機関に対する苦情処理の申し立てに対しては、市民にとって分かりやすく、かつ迅速な処理、解消に努めることとしました。

(総合計画)

第24条 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想とこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」といいます。)は、この条例の目的及び趣旨に則して策定します。

2 執行機関は、総合計画について、評価に基づいた進行管理を行い、結果を公表するものとします。

市のまちづくりに関する最も重要な計画である基本構想(地方自治法第2条第4項)と基本計画からなる総合計画と、最高規範であるまちづくり基本条例との関連について整理し、第1項では、この条例の目的や考え方をもとに、総合計画を策定する必要があることを規定しています。

第2項では、総合計画の進行管理は評価に基づき行い、その結果を公表することで、計画の見直しの必要性と計画の進捗状況が明らかにすることを規定しています。

【参考】<地方自治法>

[地方公共団体の法人格及び事務]

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2~3 省略

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

(財政運営)

第25条 市長は、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、総合計画と整合性を持ち、中長期的な財政見通しのもとに、予算の編成及び執行に当たるものとします。

3 市長は、予算の編成に当たり、予算に関する説明書の内容の充実を図るだけでなく、市民が予算に関する理解を深めることができるよう十分な情報の提供に努めます。

4 市長は、決算にかかわる市の主要な施策の効果を説明する資料、その他決算に関する書類を作成するときには、市民や市議会がその施策の評価をするのに役立つものとなるよう努めます。

5 市長は、市の財政状況について市民に分かりやすく情報提供しなければなりません。

第1項では、財政運営の基本である健全財政について規定しています。

第2項では、総合計画を基本として、中長期的な財政見通しを立て、自立した自治体として持続可能となるよう、予算編成や予算の執行を行うことを原則としています。

第3項及び第4項では、予算・決算などの市の財政状況については、地方自治法第243条の3で公開することを義務づけていますが、市民に分かりやすく公表することで、市と市民がお互いに今の美唄市について考えて行くことにつながることから、その充実に努めることとしています。

また、第5項では、市の財政状況全般について、同様に分かりやすく情報提供することを義務づけています。

(行政評価)

第26条 執行機関は、総合計画等の重要な計画、政策、施策、事務事業について評価を実施します。

2 評価に当たっては、外部評価も含めた最も妥当な方法を採用します。

3 執行機関は、評価の結果を分かりやすく市民に公表し、予算、政策、施策及び事務事業に反映するよう努めます。

行政評価は、執行機関がより効果的に業務が執行できるよう、業務の達成状況を具体的に評価する手法で、一般的には、政策評価、施策評価、事務事業評価の各段階に区分されています。

また、行政評価の目的は、評価の結果を次の政策などへ生かすことであり、その手法はいわゆるマネジメントサイクル(計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 見直し・改革(Action))による管理を行うことにあります。

第1項は、重要な計画、政策、施策、事務事業について、評価を行うことを規定しています。

行政評価のうち、政策評価である「まちづくり評価」は、市民が評価を行っていますが、現在美唄市で行っている事務事業、施策、政策の各段階の評価について今後さらに検証を重ね、より効果的な事務執行につなげていくことが必要であることから、第2項では、評価の方法として外部評価を含めた最も妥当な方法を採用することを規定しています。

第3項では、評価の結果を分かりやすく市民に公表することは、市民との情報の共有を図る上で重要であり、評価結果を基に市民と行政とが議論することができれば、相互理解が進み、より良いまちづくりへのステップアップが期待されるため、予算や政策、施策、事務事業などに反映するよう努めることとしています。

(行政手続)

第27条 執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、行政処分等に関する手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

執行機関は、市民から任された仕事を進めていくに当たって、市民の権利や利益を守るとともに、透明性等を確保し、市民から信頼される行政運営を行っていくことを求められます。

美唄市では、市への申請や届出などの手続について、審査の基準やこれに要する期間を明らかにし、ルールに基づく仕事をして行くために、行政手続条例を平成9年に制定しています。この条例を活用することにより、審査期間の不当な延長や、担当者の恣意的な決定などを防ぎ、公平性の確保と透明性の向上を図ることとしています。

第2項の「別に条例で定めます」とは、この行政手続条例を指します。

(政策法務)

第28条 執行機関は、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図るため、条例や規則を制定する権利を十分に活用するとともに、自主的な法令の解釈と運用を行います。

美唄市にふさわしい自治のすがたを実現するためには、地方自治法で定められている条例や規則の制定権を十分に活用するとともに、執行機関自ら法令を解釈して運用していくことが重要であると考え、政策法務の規定を定めました。

政策法務とは、地域のニーズに対応した政策を実現するために、法律などを自主的に解釈し、あるいは条例や規則を立案するなど、自主的な法システムを積極的に設計・運用することをいい、職員にはこれらの能力が求められることとなります。

【参考】<地方自治法>

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

〔規則〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(公益通報)

第29条 執行機関は、公益通報(市政の適正な運営を確保するために、違法な行為について執行機関の職員等から行われる通報をいう。)を受けるとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。

コンプライアンス(compliance 法令遵守)の必要性が広く認識されてきていますが、近年では守るべき規範は法令に限らず、社会通念、倫理や道徳を含むと解釈されるようになり、執行機関(行政)は、市民からの信頼を高めるため、常にこのことを意識しておく必要があります。公益通報については、公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行されたことを踏まえて、公益通報を受けるとともに、通報者の的確な保護について、明確にすることが必要であるため、この規定を設けています。

第8章 参画・協働

(参画・協働)

第30条 市民は、条例の改廃、総合計画とこれに基づく各種計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。ただし、条例の改廃について、次のいずれかに該当する場合は除きます。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

2 執行機関は、市民の権利を保障するために、市民参加の機会を設け、まちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。

3 執行機関は、市民が参加できないことにより、不利益を受けることのないよう配慮します。

4 市民、市議会及び執行機関は、協働のしくみづくりに努めます。

市民主体のまちづくりを進める上で大切なことは、透明性、公平性の高い制度により、市民が参加・参画を行いやすい環境を整備することです。

第1項では、条例の改廃、総合計画とこれに基づく各種計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができることとしていますが、参画を保障する範囲から除いたものとして、関係する法令や条例の制定・改正・廃止に伴い、必然的に別の条例を制定したり、改正・廃止したりすることとなり、したがって、そこに政策的な判断を必要としない場合(第1項第1号)条例の中で使う用語の変更などで、市民生活への影響等、実質的な変更を生じない場合(第1項第2号)をあげています。この2つの場合は、市民が参画して議論しても結論が変わるものではないと考えられるので除いています。

第2項では、参加から参画に至るさまざまな機会を充実することの重要性を踏まえ、その環境づくりに関する規定を設けました。

第3項では、参加できなかったことにより、これを理由として、その後の参加そのものを拒まれたり、差別されることがあると、市民参加が停滞してしまうため、そのような不利益を受けることのないように配慮する必要があることを明示しています。

第4項では、協働のしくみづくりについて、市民、市議会、執行機関それぞれが考え、協力し合うことを定めています。

(参画の形態)

第 31 条 前条第 2 項に規定する参加及び参画の機会は、次の方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 審議会その他の付属機関(以下「審議会等」といいます。)への委員としての参画
- (2) 意見交換会等への参加
- (3) 市民意見公募(意思決定過程で素案を公開し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度)への意見表明
- (4) アンケート調査等への意見表明

2 前項に定めるもののほか、執行機関は参加及び参画する機会が保障されるよう多様な制度を整備しなければなりません。

3 執行機関は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けなければなりません。

第 1 項では、前条に定めている参加、参画する機会と方法について、審議会や意見交換会等(まちづくり地区懇談会、市長と対話の日など)、パブリックコメント(市民意見公募制度のこと)等で直接意見を言うほか、アンケートなどによる間接的な意見表明など、個々の事案に応じて、市民が意見をいう機会を設ける必要があることを規定しています。

また、第 2 項では市民が参加、参画する機会を保障するためさまざまな制度を整備するよう執行機関に義務づけています。

第 3 項では、市の状況や課題を市民が知ることで、公平性、透明性の高いまちづくりが進むと期待されるため、学習の機会を設けることを執行機関に義務づけています。

(審議会等)

第 32 条 執行機関は、審議会等の委員を選任する場合、その全部または一部を公募により選任します。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合や正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 審議会等の構成員は、男女の比率、他の審議会等との重複を考慮し、幅広い人材を登用しなければなりません。

3 審議会等の会議は、原則公開とします。ただし、法令等の規定により非公開のもの、その会議が団体や個人の権利や利益に関するもので、公開することが適当でないと思われるものについては、公開を制限することができます。

第 1 項では、市の政策に対して答申などを行う機関である審議会等について、委員を登用する場合、原則として、公募によって行うこととしています。しかし、委員に学識経験者や利害関係者が必要となる場合があり、すべてを公募することができないこともあります。

第 2 項では、公募・非公募に関わらず、審議会等の委員が特定の市民に偏ってしまうと、意見の偏りが懸念されるため、幅広い人材から登用することを規定しています。

第 3 項では、審議会等の会議は、市民参加・情報共有を進める点から公開(会議の傍聴)することを原則としています。これは、市の情報公開条例にも規定されています。

(安全・安心の確保)

第33条 わたしたち市民は、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体、安全な暮らしを守るため、適切な防衛策をとるよう努めます。

2 コミュニティは、執行機関と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めます。

3 執行機関は、市民の生命、身体、安全な暮らしを守るため、緊急時に、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民やコミュニティの自主的な活動を支援し、関係機関、市民との連携、協力を努めます。

市民の安全を確保して、安心な暮らしを送ることができるようにすることは、まちづくりの基本です。しかし、このことは、執行機関(行政)だけでできることではなく、市民やコミュニティとの役割分担のもと、協働により進めることが大切であるため、第1項では市民自身が適切な防衛策をとることが必要であることを規定しています。

第2項では、市民が個人レベルではできないことに関しては、町内会などのコミュニティがその役割を果たすべきであることを規定しています。

第3項では、コミュニティでもできないことは、日常から、執行機関が必要な体制を取り、関係機関や市民との連携、協力のもとに責任を持って対策を講ずることとしています。

(住民投票)

第34条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意見を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる人の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。この場合、投票資格者については、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮します。

3 市長は、住民投票を行う場合、住民投票結果の取扱いをあらかじめ公表します。

住民投票は、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができる市民参加の究極のしくみですが、実施に当たっては多額の費用がかかるため、例えば、市町村合併など、市の将来を左右し、住民一人ひとりの意思を確認する必要性に迫られたときの最終手段として行われるべきものです。地方自治は、あくまでも市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主主義が原則であり、住民投票は、それを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられます。

いずれにせよ、事前に議論が十分に尽くされていることが必要で、住民投票に至らなくても解決できるケースは多いものと考えられ、住民投票については総合的、多角的に検討することを前提として、実施すべきものと考えます。

住民投票に関する条例の制定については、地方自治法により、市長が議会に提案できるほか、議員提案(第112条第2項の議員定数の12分の1以上の賛成者による議案提出)、議会の委員会提案(第109条、第109条の2、第110条)、市民の請求(第74条第1項の有権者の50分の1の連署による直接請求)のいずれも可能です。

第1項では、地方自治法の規定との重複を避けるため、議員提案・委員会提案・市民の

請求については定めずに、市長が「市政に関する重要事項」について「広く市民の意見を確認」する必要があると判断したときに、「住民投票を実施する」ことができることとしています。

第2項では、対象事案ごとに、その都度住民投票実施に関する条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件、投票結果の扱いなどを定めることとしています。また、その際、投票資格者については、選挙権を有する人だけでなく、定住外国人や未成年者も本市のまちづくりに関わることから、投票できるよう考慮することとしています。

第3項では、この住民投票の結果をどう取り扱うか、事前に公表することにより、投票者がより明確な意思を持って住民投票に参加してもらえようと考え、この事前公表の規定を盛り込んでいます。

第9章 連携・交流

(国及び他の地方自治体との関係)

第35条 市長は、共通する公共的課題の解決を図るために、他の自治体と相互に連携・協力を進め、効率的な市政運営と市民サービスの向上に努めます。

2 市長は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にし、ながら、課題を解決するよう努めます。

第1項では、ごみ処理や各種の公共施設の設置など市単独では解決が困難であっても、広域で連携・協力して行うことで解決ができ、さらに効率的な運用ができると考えられることから、近隣自治体、北海道、その他の自治体との連携・協力等を進めることを規定しています。

平成12年の地方分権一括法の施行により、市町村は、国、北海道と対等な関係になり、市民の身近な行政の場である市が、自らの意思と責任により地域の諸課題の解決に取り組むことができるようになりました。しかし、その課題が市単独で解決できない場合、それぞれの責任を明確にし、国、北海道と必要な連携、協力を行いながら課題解決に向けて取り組んでいく必要があるため、第2項では、このことを規定しています。

(さまざまな人たちとの交流)

第36条 市民、市議会及び執行機関は、さまざまな活動や交流を通じて、他の市町村や海外の人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすよう努めます。

他の市町村や海外の人々は、市民が気づかない、美唄市の魅力や良いところに気がついていることがあります。また、まちづくりに対して今までと違う意見を持っているかもしれません。そうした知恵、意見をまちづくりに活かすため、前条の規定とあわせて、他の市町村や海外の人々との活動や交流を進めていくこととしています。

第 10 章 その他

(条例の見直し)

第 37 条 市長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が市及び社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すなど必要な措置を講じます。

この条例を定期的に見直しすることにより、時代経過による条例の形骸化を防止し、市民がこの条例に関心を持ち続けてもらう動機付けになるとともに、条例の理念や内容が期待されたとおり作用しているかどうか確認することができると考えられることから、4 年ごとに見直しの検討を行うこととし、第 2 項では、見直しの結果、必要があれば条例の改正等を行うこととしています。

この規定を設けることにより、この条例自体を、美唄市のそのときどきの状況や時代の変化、社会情勢に随時適合させ、成熟させていくしくみが組み込まれることとなります。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を経過しない範囲内において規則で定める日から施行します。

この条例は、市民に広く知ってもらい、趣旨や内容について理解を深めてもらうことが大切なので、十分、周知を図り、平成 19 年 9 月 1 日から施行します。

美唄市まちづくり基本条例制定までの経過

年 月 日	協議内容等
平成 16 年 4 月 8 日	美唄市まちづくり基本条例庁内検討委員会設置
6 月 25 日	同委員会による二セコ町視察
9 月 6 日	同委員会による「まちづくり基本条例に関する論点整理」取りまとめ
11 月 24 日	美唄市わたしたちの自治検討委員会設置
平成 17 年 8 月 2 日	同委員会による専修大学北海道短期大学小川教授との勉強会開催
平成 18 年 4 月 28 日	議員協議会において「まちづくり基本条例に関する論点整理」等説明
5 月 11 日	議員協議会において北海学園大学神原教授との勉強会開催
5 月 31 日	課長会議において条例の協議経過報告
6 月 28 日	美唄市わたしたちの自治検討委員会による「中間まとめ」決定
7 月 18 日	美唄市わたしたちの自治検討委員会で奈井江町職員による条例紹介
9 月 8 日	課長会議において「中間まとめ」説明
9 月 11 日	美唄市わたしたちの自治検討委員会による「最終報告書」提出
10 月 10 日	課長会議において「条例（骨格案）」協議
10 月 11 日	庁議において「美唄市まちづくり基本条例（骨格案）」決定
10 月 12 日 ～ 31 日	まちづくり地区懇談会において条例（骨格案）説明・意見交換
10 月 30 日	議会運営委員会において条例（骨格案）説明
11 月 6 日	「条例（素案）」として市民意見募集（～12月5日）
11 月 24 日	市職員に対する説明会開催（12月1日、12月25日の3回開催）
平成 19 年 1 月 17 日	課長会議において「条例（案）」協議
1 月 19 日	庁議において「条例（案）」決定
3 月 1 日	条例（案）を議会提出
3 月 26 日	市議会で原案可決
3 月 27 日	条例公布

美唄市わたしたちの自治検討委員会委員名簿

平成 18 年 9 月現在

氏 名	区 分	備 考
土屋 裕子	公募委員	委員長 H18.2.28 辞任
奥山 敦史	公募委員	
前川 和子	公募委員	
後藤 和枝	公募委員	
対馬 俊之	公募委員	副委員長
石坂 信一郎	公募委員	委員長 H18.7.3~
氏名非公表希望のため未掲載	公募委員	H18.7.3~
森田 みちえ	公募委員	H18.7.3~
高島 史凵	公募委員	H18.7.3~
村上 孝徳	市総務課総務係長	H18.4.1~
川西 勝幸	市地域福祉課地域福祉係長	
永森 峰生	市財政課財政係長	H17.4.1~
森川 治	市地域経営室主査（協働推進担当）	H17.4.1~
谷村 泰尚	市地域経営室主査（広報情報担当）	H18.4.1~
阿部 良雄	市学務課総務係長	H18.4.1 異動により退任
田村 稔	市産業振興課産業振興係長	H18.4.1 異動により退任
伊藤 敦史	市地域経営室主幹	H17.4.1 異動により退任
小橋 一夫	市財政課長	H17.4.1 異動により退任